

鳥取市地元企業就職PR動画作成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地元企業就職PR動画作成助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、自社の魅力及び人材採用について動画で宣伝しようとする事業者に対し、動画作成に係る経費の一部を助成することにより、市内企業の広報を推進させるとともに、市内企業の人材確保と大学生等の市内就職を促進することを目的として交付する。

(対象者)

第3条 本助成金の対象者となる者（以下「助成対象者」という。）は、鳥取市内に本社又は支社が所在する事業者であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者

イ 社会福祉法人、医療福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員でないこと。また、暴力団と密接な関わりのある事業者でないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(4) 本助成金の交付申請の日又は交付決定の日において、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(5) 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

(6) 市内を主な勤務地とする新規学卒者等の採用予定があること。

(7) 過去に本助成金の交付を受けた者でないこと。

(助成対象)

第4条 本助成金の交付の対象となる動画（以下「助成対象動画」という。）は、次に

掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 人材採用を目的とするものであること。
 - (2) 短時間で視聴できるような構成となるもの
 - (3) 自社ホームページや動画サイト等、インターネット上に掲載するものであること。
 - (4) 公序良俗に反するもの又は営業、政治若しくは宗教を目的としたものでないこと。
- 2 本助成金の交付は、1年度1事業者につき1回とする。
- 3 助成対象動画の作成は、本助成金の交付決定後に着手し、本助成金の交付決定があった日の属する年度の末日までに完了しなければならない。

(対象経費等)

第5条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象動画の作成に要した費用のうち次に掲げる費用とし、消費税及び地方消費税の金額は含まない。

- (1) 動画の作成を外部委託する場合
 - ア 委託料（シナリオライター費、取材・撮影費等）
- (2) 動画の作成を自社で行う場合
 - ア 撮影機材等に係るレンタル料
 - イ 動画編集等ソフトウェア購入費用
 - ウ 撮影及び動画データの保存に必要な消耗品及び資材の購入費用
 - エ 著作権料（動画に効果音又はBGMを加える場合など。ただし、補助事業終了後も継続して利用できるものに限る。）
 - オ 謝金又は委託料（動画にナレーションや字幕を加える場合や、企業紹介を行うレポーター等を外部の企業又は個人に依頼する場合）
- 2 撮影及び編集に利用するカメラ・パソコン類など、動画作成終了後残存価値が残るものの購入費用は、対象外とする。
- 3 本助成金の額は、助成対象経費に4分の3を乗じた額（千円未満の端数は、切り捨てる。）と10万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき規則第4条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 鳥取市地元企業就職PR動画作成実施計画書（様式第1号）
- (2) 企業の概要を明らかにする書類（パンフレット等概要がわかるもの）
- (3) 経費の金額を明らかにする書類（業者見積書等）
- (4) 市税等納付状況確認同意書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本助成金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 本助成金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了後速やかに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書は様式第3号によるものとし、実績報告書に添付すべき同条各号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 動画の作成を外部委託する場合

ア 委託業者の請求書(内訳がわかるもの)及び領収書の写し

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 動画の作成を自社で行う場合

ア 助成対象経費の金額及び支払ったことが確認できる書類の写し

イ その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。